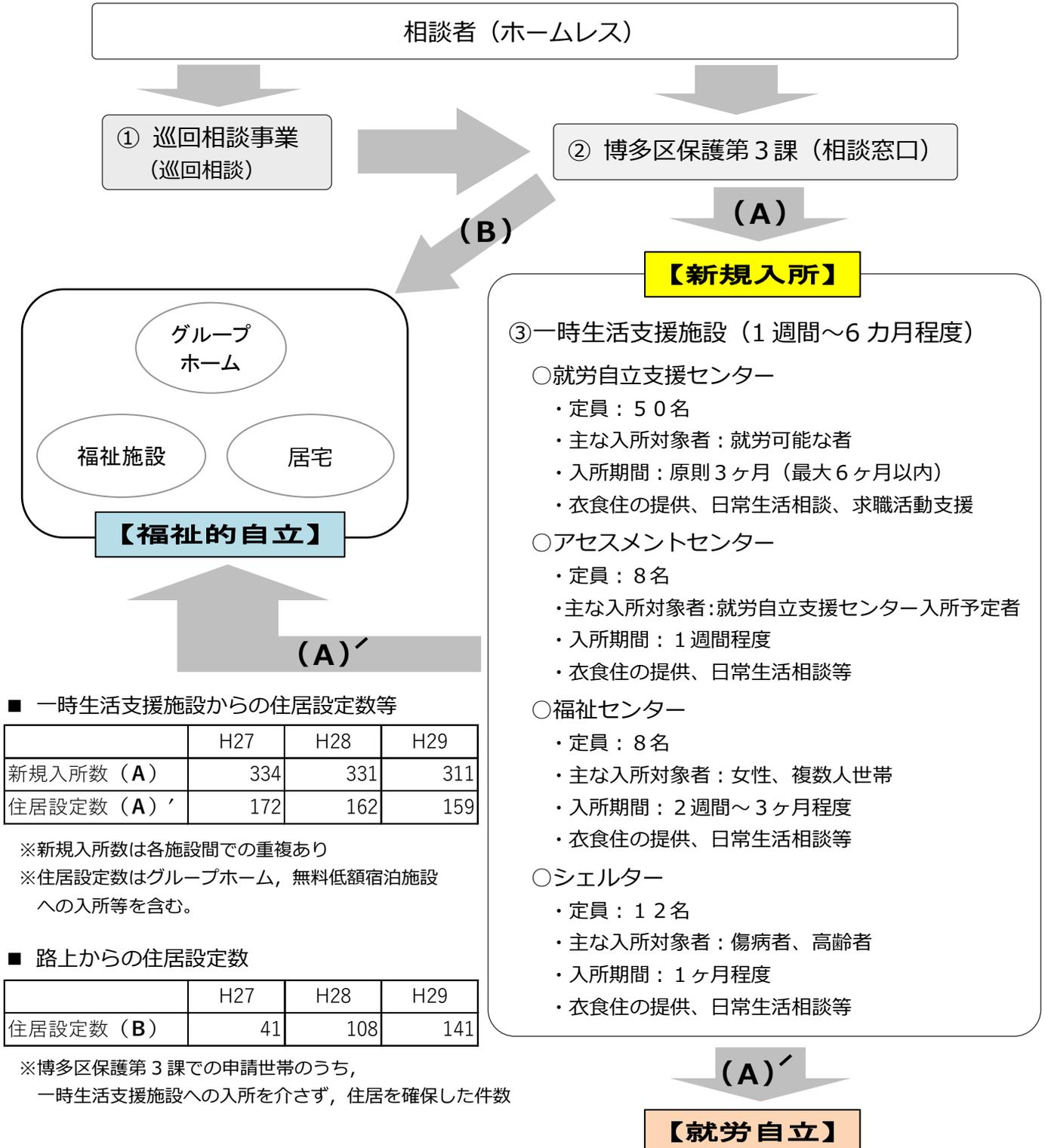


1. ホームレス自立支援（保健福祉局生活自立支援課）

【事業内容】

「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づく、国の基本方針等に沿って、「福岡市ホームレス自立支援実施計画（第3次）」を平成26年2月に策定し、ホームレスの方へ衣食住を提供し、生活相談、就職活動支援等の自立に向けた支援を行っている。

◇ 支援の流れ



■ 一時生活支援施設からの住居設定数等

	H27	H28	H29
新規入所数 (A)	334	331	311
住居設定数 (A)'	172	162	159

※新規入所数は各施設間での重複あり

※住居設定数はグループホーム、無料低額宿泊施設への入所等を含む。

■ 路上からの住居設定数

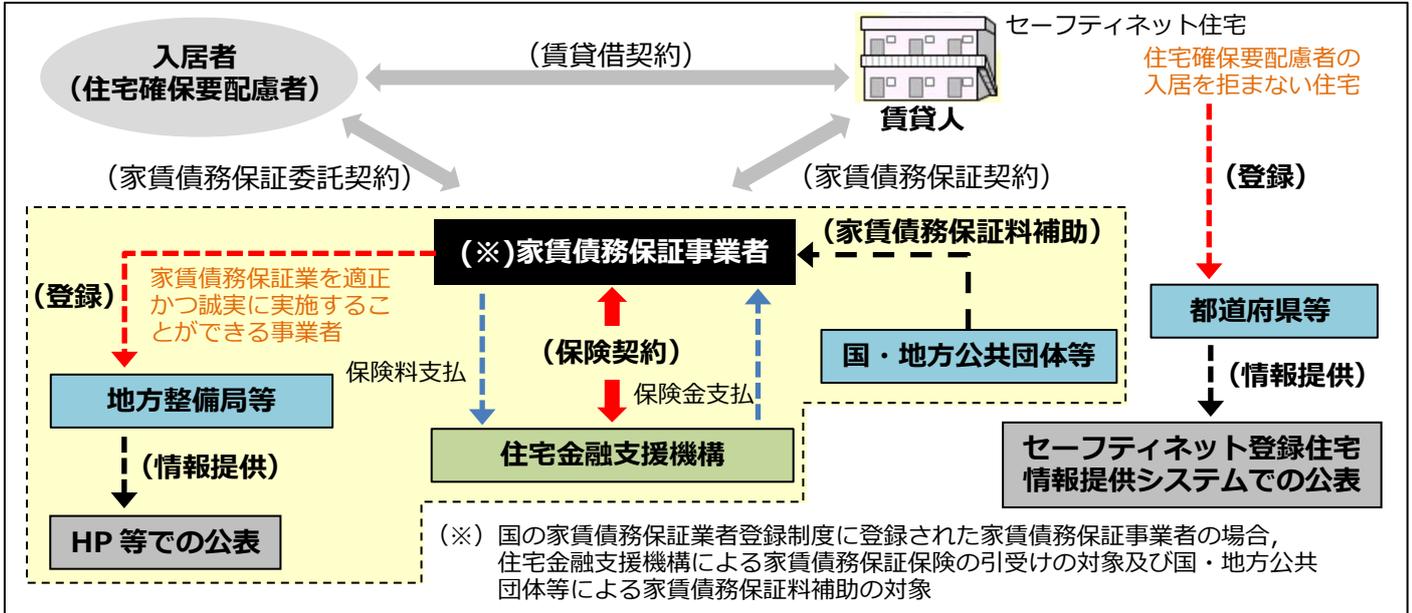
	H27	H28	H29
住居設定数 (B)	41	108	141

※博多区保護第3課での申請世帯のうち、一時生活支援施設への入所を介さず、住居を確保した件数

■ 家賃債務保証業者の登録制度の概要

- 家賃債務保証業を適正かつ誠実に実施することができるものとして、一定の要件を満たす家賃債務保証業者を国に登録することが可能。(5年毎の更新制)
 ※なお、任意の登録制度であり、登録しなくても家賃債務保証業を営むことは可能。
- 登録を行う家賃債務保証業者は、主たる事務所がある地域を管轄する地方整備局等に登録申請を行う。

【制度のイメージ】



■ 登録業者のメリット

- 適正に家賃債務保証の業務を行うことができる者として**国が登録し情報提供**
- 登録住宅に入居する住宅確保要配慮者に対して家賃債務を保証する場合に、**住宅金融支援機構による家賃債務保証保険の引受けの対象**
- セーフティネット住宅に低額所得者が入居する場合に実施可能な**家賃債務保証料の低廉化補助の対象**

1. 登録基準

- ・暴力団員等の関与がない
- ・安定的に業務を運営するための財産的基礎(純資産額1,000万円以上)
- ・法令等遵守のための研修の実施
- ・業務に関する基準を規定した内部規則 ・組織体制の整備
- ・求償権の行使方法が適切である ・相談又は苦情に応ずるための体制整備
- ・法人の場合、家賃債務保証業を5年以上継続していること又は常務に従事する役員のうち、家賃債務保証業務に3年以上従事した経験がある。
- ・使用人(事務所の代表者)について家賃債務保証業の経験が1年以上 など

2. 業務適正化のためのルール

- ・登録業者の従業者であることを証する証明書の携帯
- ・暴力団員等の排除 ・虚偽告知及び誇大広告の禁止
- ・違約金等について消費者契約法に反する契約の制限
- ・契約締結までに重要な事項に関する説明・書面交付
- ・契約締結時の書面交付 ・賃借人毎の弁済履歴を記録した帳簿の備付け
- ・登録業者であることを表示する標識の掲示
- ・受領した家賃等について自己の財産と分別して管理
- ・業務及び財産の分別管理等の状況の報告 など

3. 業務適正化のためのルール

- ・適正な業務運営確保のための報告徴収及び資料の提出
- ・違反行為等に係る指導、助言、勧告及び登録の抹消
- ・登録の取消等の事実の公表 など

H30.7.2時点 (件)

登録家賃債務保証業者数一覧	
東京都	27
大阪府	5
福岡県	5
兵庫県	3
沖縄県	2
岩手県	1
宮城県	1
茨城県	1
千葉県	1
神奈川県	1
京都府	1
愛媛県	1
大分県	1
熊本県	1
鹿児島県	1
合計	52

資料：国土交通省HP

□民営借家の建築年代別延床面積別住宅数

- ①総数で見ると、昭和56年以降（築32年以下）の木造の割合は9.8%であり、平成55年以前（築33年以上）の割合24.0%に比べて低くなっている。
- ②昭和56年以降の木造の総数について、木造の割合は29㎡以下が一番高くなっている。なお、延べ床面積が広がるほど木造の割合が低くなる。

	総数		29㎡以下		30～49㎡		50～69㎡		70～99㎡		100～149㎡		150㎡以上	
	総数	木造割合	総数	木造割合	総数	木造割合	総数	木造割合	総数	木造割合	総数	木造割合	総数	木造割合
総数	365,800 (100.0)	(100.0)	153,300 (41.9)	(100.0)	101,300 (27.7)	(100.0)	68,000 (18.6)	(100.0)	34,600 (9.5)	(100.0)	6,400 (1.7)	(100.0)	2,200 (0.6)	(100.0)
うち木造	47,400 (100.0)	(13.0)	21,100 (44.5)	(13.8)	11,400 (24.1)	(11.3)	6,400 (13.5)	(9.4)	4,200 (8.9)	(12.1)	3,200 (6.8)	(50.0)	1,100 (2.3)	(50.0)
昭和55年以前 (築33年以上)	43,000 (100.0)	(100.0)	9,300 (21.6)	(100.0)	15,100 (35.1)	(100.0)	13,200 (30.7)	(100.0)	3,900 (9.1)	(100.0)	1,200 (2.8)	(100.0)	300 (0.7)	(100.0)
うち木造	10,300 (100.0)	(24.0)	2,900 (28.2)	(31.2)	2,900 (28.2)	(19.2)	2,000 (19.4)	(15.2)	1,300 (12.6)	(33.3)	1,000 (9.7)	(83.3)	200 (1.9)	(66.7)
昭和56年以降 (築32年以下)	297,900 (100.0)	(100.0)	130,000 (43.6)	(100.0)	80,500 (27.0)	(100.0)	51,800 (17.4)	(100.0)	29,400 (9.9)	(100.0)	4,500 (1.5)	(100.0)	1,700 (0.6)	(100.0)
うち木造	29,100 (100.0)	(9.8)	14,900 (51.2)	(11.5)	6,800 (23.4)	(8.4)	3,100 (10.7)	(6.0)	1,900 (6.5)	(6.5)	1,700 (5.8)	(37.8)	700 (2.4)	(41.2)
昭和56年～平成2年 (築32年～23年)	79,600 (100.0)	(100.0)	32,900 (41.3)	(100.0)	18,200 (22.9)	(100.0)	17,800 (22.4)	(100.0)	9,100 (11.4)	(100.0)	1,100 (1.4)	(100.0)	500 (0.6)	(100.0)
うち木造	7,000 (100.0)	(8.8)	3,300 (47.1)	(10.0)	1,600 (22.9)	(8.8)	800 (11.4)	(4.5)	600 (8.6)	(6.6)	600 (8.6)	(54.5)	100 (1.4)	(20.0)
平成3年～平成12年 (築22年～13年)	77,500 (100.0)	(100.0)	36,200 (46.7)	(100.0)	17,500 (22.6)	(100.0)	12,000 (15.5)	(100.0)	10,000 (12.9)	(100.0)	1,100 (1.4)	(100.0)	700 (0.9)	(100.0)
うち木造	7,300 (100.0)	(9.4)	3,000 (41.1)	(8.3)	2,100 (28.8)	(12.0)	800 (11.0)	(6.7)	500 (6.8)	(5.0)	500 (6.8)	(45.5)	400 (5.5)	(57.1)
平成13年～平成25年9月 (築12年～)	140,800 (100.0)	(100.0)	60,900 (43.3)	(100.0)	44,800 (31.8)	(100.0)	22,000 (15.6)	(100.0)	10,300 (7.3)	(100.0)	2,300 (1.6)	(100.0)	500 (0.4)	(100.0)
うち木造	14,800 (100.0)	(10.5)	8,600 (58.1)	(14.1)	3,100 (20.9)	(6.9)	1,500 (10.1)	(6.8)	800 (5.4)	(7.8)	600 (4.1)	(26.1)	200 (1.4)	(40.0)

※資料：H25 住宅・土地統計調査